

平成 30 年三重県労働委員会活動状況

労働委員会は、労使間で起きた労働条件等に関する問題を当事者の話し合いで自主的に解決することが困難な場合、より良い労使関係を築くために、労使間の紛争を中立・公正な立場で早期に解決する手助け等を行っています。

1 労働委員会の主な仕事

- ① 労働組合と会社の間で発生した労働条件等に関する問題の解決の支援（あっせん）
- ② 個々の労働者と会社の間で発生した労働条件等に関する問題の解決の支援（個別労働関係紛争のあっせん）
- ③ 労働組合から救済が申し立てられた不当労働行為に関する審査
- ④ 病院や公共交通機関等の公益事業の争議行為に関する調査
- ⑤ 労働組合が法人登記、不当労働行為救済申立て等を行う場合の資格審査
- ⑥ 地方公営企業等の職員のうち使用者の利益代表者に該当する者の認定・告示



2 平成 30 年活動状況

	取扱い件数			終結 件数	繰越 件数
	前年繰越	新規	計		
① あっせん ※a	4	5	9	8	1
② 個別労働関係紛争のあっせん ※b	0	2	2	2	0
③ 不当労働行為の審査 ※c	7	5	12	6	6
④ 公益事業の争議行為に関する調査	0	7	7	7	0
⑤ 労働組合の資格審査	7	12	19	13	6
⑥ 認定・告示	0	0	0	0	0

※a 新規申請分のあっせん希望事項は、「『賃金等』に関するもの」が12件、「『給与以外の労働条件』に関するもの」が4件、「『経営又は人事（解雇等）』に関するもの」が1件、「福利厚生に関するもの」が1件などでした。（あっせん申請1件につき、あっせん希望事項が複数場合があります。（※bも同様です。））

あっせんの平均処理日数は約87日でした。

※b 新規申請分のあっせん希望事項は、「『経営又は人事（解雇等）』に関するもの」が1件、「『賃金等』に関するもの」が1件、「『労働条件等』に関するもの」が2件などでした。個別労働関係紛争のあっせんの平均処理日数は38日でした。

※c 不当労働行為の審査の平均処理日数は約477日でした。